

【オペレーショナル・リスク】

＜国内基準行の定量的開示事項＞

【関連条項】第 10 条 4 項 1 号ホ、第 12 条 4 項 2 号ホ、第 15 条 4 項 2 号ホ

第 10 条-Q1 国内基準行は定量的な開示事項について、どのような様式により記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

国内基準行の定量的な開示事項に係る様式については規定されておりませんが、比較可能性を確保する観点から、国際統一基準行の定量的な開示事項に係る別紙様式を参考にすることが推奨されます。

＜別紙様式＞

【関連条項】別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 2 号-Q1 ネット損失や、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失（グループ損失）が複数の期を跨いで発生した場合に、それぞれの期においてどのように記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

自己資本比率規制に関する Q&A 第 313 条-Q10 を参照してください。

＜別紙様式＞

【関連条項】別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 2 号-Q2 自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号の承認を受けていない連結子法人等の内部損失データも含めて記載する必要がありますか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号の承認の有無に関わらず、連結子法人等を含む金融機関グループ全体の内部損失データを含めて記載する必要があります。

また、合併や子会社設立等により、金融機関の連結の範囲に、連結対象外であった企業が新たに加わる場合においては、自己資本比率規制に関する Q&A 第 305 条-Q2 に規定しており、当該企業の内部損失データについて遡及して収集する必要があります。

ただし、やむを得ない事情があり、内部損失データを収集できない法人単位がある場合は、収集ができない範囲及びその理由の説明を欄外に記載し、当該法人単位を除いた集計値を記載することも可能です。

＜別紙様式＞

【関連条項】別紙様式第 2 号第 33 面、別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 2 号-Q3 自己資本比率告示第 307 条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合、項番 11 の「ILM の算出への内部損失データ利用の有無」はどのように記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合は、その旨及びその理由の説明を欄外に記載し、項番 11 には有と記載する必要があります。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第 2 号第 35 面、別紙様式第 4 号第 28 面

別紙様式第 2 号-Q4 自己資本比率告示第 307 条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いていることにより、金融機関グループ内においてオペレーショナル・リスク相当額の算出に複数の ILM を用いている場合、項番 2 の「ILM」はどのように記載すればよいですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法により ILM の算出の承認を受けている金融機関は、項番 2 には当該方法により算出した ILM を記載する必要があります。

ただし、一部の連結子法人又は事業部門において保守的な見積値を用いている場合は、その旨及びその ILM の値も併せて欄外に記載する必要があります。

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 4 号-Q1 中間事業年度の開示を行う場合、イ～ルの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載するべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

イ欄には開示期の中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には当該中間事業年度の直前の事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ハ～ヌ欄には同様に順次 1 年間遡ったそれぞれの事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ル欄には当該中間事業年度末を基準時点とする過去 10 年間のデータを用いて算出した平均値を記載する必要があります。

ただし、注記 m に従い、直近五年以上十年未満の内部損失データを用いてオペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えて対応する必要があります。

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】別紙様式第 4 号第 27 面

別紙様式第 4 号-Q2 中間事業年度の開示を行う場合、イ～ハの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載するべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加)

(A)

イ欄には開示期の中間事業年度末を基準とする 3 年前までの連続した 6 半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には当該中間事業年度の直前の事業年度末を基準時点とする 3 年前までの連続した 6 半期のデータを用いて算出した値を、ハ欄には同様に 1 年間遡った事業年度末を基準時点とする 3 年前までの連続した 6 半期のデータを用いて算出した値を記載する必要があります。